

ATRIO DUE Next 施設利用案内(D)オプション利用

本案内は、東急スポーツシステム株式会社（以下「当社」という。）が運営する ATRIO DUE Next（以下「本クラブ」という。）が本会員に対して提供する各種オプションに関する事項を定めるものです。本会員は、十分に本案内の内容を確認し、当該内容に同意の上、本オプションを利用する資格を得るものとします。

第 1 条（本サービス）

本サービスは、以下のとおりとします。

【水素水オプション】

本クラブの施設内に設置された専用サーバーから、水素水を飲み放題で利用できるサービスです。

【契約ロッカーオプション】

本クラブ内の施設に設置された契約者専用のロッカーです。

【お風呂オプション】

本クラブの施設内に設置された、お風呂、ロッカーが利用できるサービスです。

ジムプランの方は別途契約が必要となります。他のプラン契約の方は別途契約の必要はありません。

【タオルオプション】

本クラブ内の施設内に設置された、専用エリアからバスタオル、フェイスタオルが利用できるサービスです。

1 回の来館ごとにお一人様 1 セットずつ利用可能です。

利用する場合は、別途契約が必要となります。

【フルレンタルオプション】

本クラブ内の施設内に設置された、専用エリアからバスタオル、フェイスタオル、シューズ、ウェア上下、水着、キャップが利用できるサービスです。

1 回の来館ごとにお一人様 1 セットずつ利用可能です。

利用する場合は、別途契約が必要となります。

第 2 条(契約成立)

本クラブとの間で、ATRIO DUE Next 会員プラン契約(以下「会員プラン契約」という)、を締結時または締結されたのち、本クラブに対し、本案内に同意して各種オプションの利用を申込み、それに対し本クラブが承諾することにより、本案内に基づく本会員と本クラブ間のオプション利用契約（以下「本サービス契約」という。）が成立します。

第 3 条（利用方法）

各種オプションの利用に際しては、本クラブから発行された専用 QRコード(以下、「本 QRコード」と言います。)を使用するオプションがご
ざいます。

【水素水オプション】

本会員は、本 QR コードを専用サーバーにかざすことで本サービスを利用できます。本会員は当該施設の案内に従って利用するものとします。本会員は、専用サーバー利用の際、契約時にお渡しする専用ボトル、又は別途自身で用意・購入したボトル等を給水口に設置して利用するものとします。

【契約ロッカー】

本会員は、本サービス契約時に選択していただいた場所のロッカーを利用することができます。本会員は当該施設の案内に従って利用するものとします。

【お風呂オプション】

本会員は、本 QR コードを認証機にかざす事で本サービスのエリアを利用することが出来ます。本会員は当該施設の案内に従って利用するものとします。

【タオルオプション】

本会員は、本サービス契約完了をもって本サービスを利用することが出来ます。本会員は当該施設の案内に従って利用するものとします。

【フルレンタルオプション】

本会員は、本サービス契約完了をもって本サービスを利用することが出来ます。本会員は当該施設の案内に従って利用するものとします。

第4条（有効期間）

本サービス契約は、本会員が指定した利用開始日からその月の月末まで有効とします。本会員が、次項に定める所定の解約手続を行わない場合、本サービスの契約は1か月ごとに自動更新されます。

2.本会員は、自己都合により本サービスの契約を解約するときは、本クラブが定めた期日までに、本クラブ所定の手続を完了することにより、当月の末日（以下「解約日」といいます。）をもって解約できるものとします。なお、本会員は本クラブに対し解約日までの会費を支払う義務を負います。

第5条(暗証番号の設定) ※契約ロッカーオプションのみ

本会員は、自ら契約ロッカーの暗証番号を設定したうえ、それを第三者に開示せず、秘密に保持しなければなりません。

第6条(保管できないもの) ※契約ロッカーオプションのみ

契約ロッカーは、運動靴、トレーニングウェア、着替え等を保管しておくためのロッカーです。本会員は次のような品物は保管できません。

1. 揮発性・爆発性のある危険物
2. 可燃性のあるもの
3. 腐敗するもの
4. 臭気を発するもの
5. 生きもの
6. 貴重品
7. 液漏れするもの

8. 濡れているもの
9. 錆び等で契約ロッカーの劣化、破損につながる可能性のあるもの
10. その他、保管することが適切でないと、会社が判断する物。

2. 本クラブは、必要があると認めた場合、本会員が収納物を出し入れするときに立ち会うことができます。

第7条(収集物の撤去) ※契約ロッカーオプションのみ

本クラブは、次のいずれかに該当する場合、またはその疑いがある場合、本会員に連絡せず、本クラブの裁量で、契約ロッカーを開扉し、収納物を保管、廃棄その他の処分をすることができます。

1. 契約ロッカー内に前条第1項各号のいずれかに該当するものが収納されていたときまたはその可能性があるとき。
2. 本クラブが関係官公署から収納物の調査を受け、押収または提出を求められたとき。
3. その他、当社が適当と認めたとき。

第8条(廃棄等) ※契約ロッカーオプションのみ

本クラブは、契約期間終了後から10日を過ぎても契約ロッカー内に荷物が残っている場合、契約ロッカーを開錠し、収納物を回収いたします。

2. 次の各号のいずれかの場合、収納物について廃棄、その他の処分をすることができます。

1. 前項でスタッフが収納物を回収したのち、30日を経過しても引き取りに来ない場合
2. 本会員が所在不明になったとき（契約ロッカーの利用者を特定できない場合を含みます）
3. 前各号の他、当社が適当と認めたとき

第9条(損害賠償責任)

本クラブは、本クラブに故意または過失がない場合および次の各号に掲げる場合は賠償責任を負いません。

1. 本会員の管理ミスによる暗証番号の流出や未施錠からの盗難、本会員が損害を受けたとき
2. 天災事変の他、不可抗力等会社の責めによらず収納物が滅失、破損または変質したとき
3. 本クラブが、関係官公署から収納物の調査を受け、押収または証拠品として提出を求められ、それに応じたことにより、本会員に損害が及んだとき

2. 本会員は契約ロッカーの利用によって当社または第三者に損害を与えた時は、それを賠償する責任を負うものとします。(契約ロッカーオプションのみ)

第10条(譲渡等の禁止)

本会員は、本会員以外に自己のオプションを利用させ、本契約上の地位もしくは本契約に関する権利義務を第三者に譲渡し、継承させ(相続等包括継承を含みます)または担保に供する事のいずれもすることができません。

第11条(本サービス契約資格の喪失)

本クラブは、本会員が次のいずれかに該当した場合には、本サービスの利用を停止し、又は会員資格を取り消すことができるものとします。また、これにより停止又は取り消された場合にも支払済みの会費等は返還しないものとします。

1. 本クラブに虚偽の事実を申告したことが判明した場合
2. 本案内の定めに違反した場合

3.会費、の支払いを怠った場合

4.その他、本クラブが本会員の本サービス契約資格の継続を不適切と認めた場合

第12条（諸費用の変更ならびに運営システム変更について）

本クラブは、本案内に基づいて利用者が負担すべき諸費用および本サービスの内容について、本クラブが必要と判断したときは、これらを変更することができます。

2. 本クラブは、前項に定める諸費用および本サービス内容を変更するときは、1ヶ月前までに利用者にこれを告知するものとします。

東急スポーツシステム株式会社

2023年3月1日制定

2023年7月1日施行

2023年11月1日施行

2024年4月1日改定